

宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業 募集要項

1 広告媒体等

(1) 広告媒体

宮城県行政庁舎1階エレベーター（10基^{*}）の外扉（「別添1 宮城県行政庁舎1F位置図」参照）

※ 西側エレベーター（1号機から5号機）及び東側エレベーター（6号機から10号機）

※ エレベーター外扉1箇所を1枠とし、広告枠の分割は不可

(2) 広告の規格

エレベーター外扉のサイズ（縦2, 100mm・横1, 100mm）内

2 広告事業概要

(1) 広告事業対象者

エレベーター外扉広告の掲出を希望する広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）

(2) 広告の掲出期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※ 1年間単位の広告掲出とし、最大3年間まで延長可能

※ 延長を希望する場合には、掲載終了の6か月前までに行政財産の目的外使用許可申請を行うこと。

※ 広告掲出中、1か月前までに申し出があれば掲出を取り下げることができる。この場合、すでに納付された広告料の返還は行わない。

※ 広告の掲出日及び時間等は県に従うこと。

(3) 広告料

最低広告料 300,000円^{*}/年

※ 内訳：広告掲出料（税別）255,720円、行政財産使用料（定額）44,280円。契約時には、広告掲出料分についてのみ、別途消費税及び地方消費税がかかる。

※ 広告のデザイン料、広告掲出の製作費や施工費（広告の掲出・撤去）等、広告掲出に係る費用の一切は広告主等の負担とし、かつ上記広告料には含まない。

(4) 申込受付期間及び申込書類等

① 受付期間

令和6年11月21日（木）から令和7年1月10日（金）まで

② 申込書類等

3 提出書類等を参照

(5) 広告料及び広告掲出場所の決定等

広告料及び広告掲出場所の決定は、下記により実施（「別添2 広告掲出場所決定に係る補足」参照）

① 広告申込書により、エレベーター広告枠10枠すべて^{*1}について、(3)の最低広告料以上の広告料（税抜き金額）を提示し、併せて希望広告枠数^{*2}を記載して申請

② 募集締切後、広告枠ごとに提示した広告料が最も大きい申請者を選定^{*3}

③ 上記の選定枠数が最多となった申請者を決定し、当該申請者から、申請時の希望広告枠数を上限として、②により選定された掲出場所から広告掲出場所を選択

④ 広告掲出場所を選定した申請者及び選定された掲出場所を除外して、広告枠が上限に達するまで②以下の作業を繰り返す

※1 広告掲出を希望しない場所がある場合のみ、その掲出場所の広告料を空欄とすることができる。

※2 広告枠は同一企業（広告代理店除く）で3枠まで申請可。広告代理店については、広告枠の制限は設けないこととするが、同種類の広告を複数掲出する場合は制限することがある。

※3 提示した掲出料が同額の場合は、県が申請書を受理した順に決定する。

(6) 掲出予定広告の提出期限等

令和7年2月14日（金）まで（予定）

※ 受理後、県は別に定める「宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業に係る広告内容審査基準」により広告内容等の審査を実施し、必要に応じて広告内容の修正を指示する場合がある。

※ 審査において、審査基準に適合しない場合等においては、広告掲出を行わないことがある。

(7) 契約及び広告掲出料の納付

①行政財産使用許可申請書の提出

広告内容の審査に合格した後、広告主等は行政財産使用許可申請書を提出

②行政財産の目的外使用許可（令和7年4月1日～）

県から広告主等に対して、行政財産の目的外使用許可及び広告主の決定

②契約の締結

広告主等は、請書により県と広告事業に係る契約を締結する。なお、契約は広告枠ごとに行う。

※ 契約金額は、提示された広告料から行政財産使用料を差し引いた広告掲出料に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

③広告掲出料の納付

広告主等は、県が発行する納付書（行政財産目的外使用料及び広告掲出料のそれぞれについて納付書を作成）により、広告料等を納付

3 提出書類等

(1) 広告事業申込時点

①宮城県行政庁舎広告申込書

②会社概要資料等（業務内容等が分かるもの）

③法人の登記事項証明書又は定款の写し（個人の場合には住民票抄本）

④暴力団等に該当しない旨の誓約書

(2) 広告内容審査合格後

行政財産使用許可申請書

※ いずれも郵送により申請可能

4 関連規程等

(1) 宮城県広告事業実施要綱

(2) 宮城県広告掲載基準

(3) 宮城県広告事業事務取扱要領

5 その他留意事項等

(1) エレベーター外扉への広告掲出の施工方法については、外扉前面への貼付を想定しているが、開閉等により広告が剥がれないよう施工すること。また、外扉へのラッピングにより広告を掲出する場合には、エレベーター保守業者の立会が必要となり、立会に係る費用は広告主等の負担となるので留意すること。

(2) 掲出した広告が剥がれ、エレベーターが停止した場合においては、県から広告主等へその損害賠償等を求めることがある。

(3) 広告枠に残枠が生じた場合には、令和7年4月から、当該年度に限り最低広告価格で、先着順で広告枠の募集を行う（先着順で広告を掲出した場合、掲出期間の延長は不可。）。

6 申請先・問い合わせ等

宮城県総務部管財課財産利用推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2353（直通） FAX：022-211-2298 E-mail：zaisan@pref.miyagi.lg.jp

別添2 広告掲出場所決定に係る補足
 参考例 (E : 2枠、B : 3枠、D : 1枠の希望の場合)

●掲出場所決定1回目 eが掲出場所の選択権を獲得し、EV3・EV7を選択

(単位:千円)

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500		500	550	500	500	
㊦	E	E	E	B	B	D	E	E	A	B
㊧			●				●			

※A~Eは受理順

eがEV3・EV7(●)を選択

●掲出場所決定2回目 bが掲出場所の選択権を獲得し、EV4・EV8・EV10を選択

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500		500	550	500	500	
㊦	D	D		B	B	D		B	A	B(受理順)
㊧				●				●		●

bがEV4・EV8・EV10(●)を選択

●掲出場所決定3回目 dが掲出場所の選択権を獲得し、EV6を選択

	EV1	EV2	EV3	EV4	EV5	EV6	EV7	EV8	EV9	EV10
A	300	300	350	350	350	400	350	350	600	450
B	350	350	400	550	450	450	400	450	450	500
C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
D	400	400	400	400	400	500	500	400	500	500
E	500	500	500	500		500	550	500	500	
㊦	D	D			D	D			A	
㊧						●				

dがEV6(●)を選択

以降、広告枠が上限に達するまで繰り返し